

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【公表番号】特表2016-500297(P2016-500297A)

【公表日】平成28年1月12日(2016.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-002

【出願番号】特願2015-547961(P2015-547961)

【国際特許分類】

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

A 6 1 B 17/28 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 9/007 1 3 0 Z

A 6 1 B 17/28

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月11日(2016.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

I L MまたはE R M剥離手術を行うための膜鉗子であって、
1つのハンドルと、

前記ハンドルから延びる1つのチューブと、

前記チューブから延びる鉗子顎であって、I L MまたはE R Mを掴む様に構成され、さらに粗面を有する外側表面を備え、前記粗面化面が、前記I L MまたはE R Mを擦ること及び前記I L MまたはE R Mの端を得ることを補助するように構造的に構成されている、前記鉗子顎と、を備える膜鉗子。

【請求項2】

前記鉗子顎が、第1顎及び第2顎を備え、前記第1顎が、前記第1顎と前記第2顎との間に延びる長手方向軸線に対して傾斜して延びる前縁を備える、請求項1に記載の膜鉗子。

【請求項3】

前記粗面化面が、一連の隆起を備える、請求項1に記載の膜鉗子。

【請求項4】

前記鉗子顎が、第1顎及び第2顎を備え、前記第1顎が、前記第1顎と前記第2顎との間に延びる長手方向軸線に対して傾斜して延びる前縁を備え、前記一連の隆起が、前記前縁と概ね平行に配置される、請求項3に記載の膜鉗子。

【請求項5】

前記粗面化面が、ピークから谷までの高さが約3～40ミクロンの範囲内を有する面特徴を備える、請求項1に記載の膜鉗子。

【請求項6】

前記粗面化面が前記外側表面から離れるように延びる点の列を備える、請求項1に記載の膜鉗子。

【請求項7】

前記外側表面が、長手方向軸線に対して角度が付けられている、請求項1に記載の膜鉗子。

【請求項 8】

前記外側表面が、約 25 度から 65 度の間の値を有する角度で前記長手方向軸線に対して角度が付けられている、請求項 7 に記載の膜鉗子。

【請求項 9】

前記鉗子顎が、第 1 顎と第 2 顎を備え、前記第 1 顎及び第 2 顎の各々は、脚と、前記第 1 顎と前記第 2 顎との間に延びる長手方向軸線に対して斜め方向につくられた曲りと、を備える、請求項 1 に記載の膜鉗子。

【請求項 10】

I L M または E R M の剥離手術を行うための手術器具であって、
1 つのハンドルと、

前記ハンドルから延びる 1 つのチューブと、

前記チューブから延びる鉗子顎であって、第 1 顎及び第 2 顎を備え、前記第 1 顎及び前記第 2 顎は、非対称であり、かつ前記手術器具を通る長手方向軸線に対して斜めに延びる前縁を有し、前記第 1 顎及び前記第 2 顎の各々が、粗面化特徴を有する外側表面を備え、前記外側表面は前記前縁から近位方向へ延び、前記粗面化特徴は前記 I L M または E R M の端を得るのを補助するために構造的に構成されている鉗子顎と、を備える、手術器具。

【請求項 11】

前記第 1 顎と前記第 2 顎が、脚部分、及び前記脚部分と前記粗面化特徴を有する前記外側表面部分との間の曲りをそれぞれに備える、請求項 10 に記載の手術器具。

【請求項 12】

前記第 1 顎及び前記第 2 顎での前記曲りが、前記長手方向軸線に対して傾斜した、請求項 11 に記載の手術器具。

【請求項 13】

前記外側表面が、約 25 度と 65 度との間の値を有する角度で前記長手方向軸線に対して角度が付けられている、請求項 10 に記載の手術器具。

【請求項 14】

前記外側表面が、約 3 ~ 40 ミクロン以内の範囲のピークから谷までの高さを有する表面特徴を備える、請求項 10 に記載の手術器具。